

【しごと情報ひろば総合就労サポート事業】

募集要項 (公募型プロポーザル方式)

この事業に応募される事業者は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

公募型プロポーザル実施説明会

※ 当説明会への参加が応募資格の一つとなりますので、ご注意ください。

日時 令和4年12月14日(水) 午前10時30分～(受付:午前10時～)

場所 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所4階
大阪市市民局 第4・5・6会議室

説明会参加申込及び質問の受付期間

令和4年12月1日(木)から12月8日(木)まで

問合せ先

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所4階

大阪市市民局 ダイバーシティ推進室

雇用女性活躍推進課(担当:中川・中西)

電話 06-6208-7351 FAX 06-6202-7073

電子メール ca0011@city.osaka.lg.jp

1 案件名称

しごと情報ひろば総合就労サポート事業

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的

本市では、全国平均を下回る就業率や全国的に見て顕著な人手不足の改善が課題となっている。

このような課題に対応するため、令和5年度以降も引き続き、就職相談・職業紹介の拠点となる窓口の運営をベースに、正規雇用を目標に、大阪市民の就労の促進を図る。

令和2年度からの第2期「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取組として、求職者のニーズ・状況に応じ、きめ細かな相談から就労に向けた準備、就職、そして就職後の定着支援までの一貫した支援を実施する。

若者、女性への就労支援にあたっては、正規雇用として離職することなく継続して就労できる企業に就職できるようマッチングを行い、就職後の職場定着支援を行う。結婚・出産等で離職した女性に対しては、ニーズに合った再就職支援に取り組む。

また、アウトリーチ業務については、最近の就職活動の動向を注視し、時代の変化に対応した、求職側のニーズに合った支援メニューを適宜再構築していく必要がある。

なお、国が、令和2年度から3カ年にわたり、集中的に取り組む「地域就職氷河期世代支援加速化事業」について、令和5年度からの2年間を「第2ステージ」としていることに呼応し、各支援機関と連携しつつ、30歳代半ばから40歳代半ばまでの就職困難者への支援にも取り組んでいく。

(2) 業務内容

上記目的を達成するため、大阪市民（在勤・在学を含む）で、働く意欲がありながら、

- ・ 国の公共職業安定所（以下、「ハローワーク」という。）等の職業紹介の前段階にあり、就職に向けた支援が必要な方
- ・ 自身の事情（疾病や障がい、自己評価やスキルが低い等）や、家庭の事情（ひとり親家庭の親、子育て中の親など）により、就職に結びつかない方など、「就職に向けた支援が必要な人」を中心とした求職者を対象に、成果目標を設定のうえ、本市に提案した企画内容に基づいて業務を実施するものとする。
- ・ ※業務の具体的な内容については、「仕様書」を参照のこと。

<成果目標（各事業年度）>

① 国が実施する「地域就職氷河期世代支援加速化事業」に呼応した業務を除いた事業の成果目標

- ・ 成果目標は、本事業により就職できた者の数とし（相談窓口業務及びアウトリーチ業務の合計）、受注者が提案する人数とする。

（参考）実績値：令和元年度 598人、令和2年度 427人、令和3年度 318人

- ・ ただし、ハローワークと一体的に実施しているしごと情報ひろばで支援し就職に結びついた者の数を除く。
- ・ なお、成果目標となる就職者数は、各年度ごとに設定すること（景気動向等やむを得ない事情のある場合は、発注者と受注者との間で協議を行うことができるものとする。）

② 国が実施する「地域就職氷河期世代支援加速化事業」に呼応した業務の成果目標

- ・ 成果目標は、本事業により

（ア）求人企業開拓した事業者数

（イ）就職氷河期世代の正規雇用就職者数

とし、受注者が提案する事業者数及び人数とする。

（参考）実績値：（ア）令和3年度 46社

（イ）令和2年度 8人^(※)、令和3年度 60人

（※）令和2年度は令和2年12月から令和3年3月までの実績値

- ・ なお、成果目標となる事業者数及び就職者数は、各年度ごとに設定すること。

なお、いわゆる雇用のミスマッチ（業種、職種、雇用形態や待遇など）による早期離職につながらないように、成果目標にとらわれることなく、支援対象者のニーズを的確に踏まえつつ支援を行うこと。

(3) 事業規模（契約上限額）

金276,930,000円を上限（令和5～7年度の総額、消費税等を含む。）

とする。各事業年度の業務委託料は次のとおり。

| 年度 | しごと情報ひろば事業 | | 地域就労支援事業 | 計 |
|-------|-------------|----------------------|------------|-------------|
| | | うち「地域就職氷河期世代支援加速化事業」 | | |
| 令和5年度 | 72,525,000 | (15,408,000) | 23,637,000 | 96,162,000 |
| 令和6年度 | 72,525,000 | (15,408,000) | 23,637,000 | 96,162,000 |
| 令和7年度 | 60,969,000 | — | 23,637,000 | 84,606,000 |
| 合計 | 206,019,000 | (30,816,000) | 70,911,000 | 276,930,000 |

※国が実施する「地域就職氷河期世代支援加速化事業」に呼応した業務を実施することとし、実施期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。
なお、国の就職氷河期世代への就労支援事業が令和7年度以降も実施された場合には、この限りではない。

※「地域就労支援事業」については、巡回相談の回数が増減した場合、業務委託料が増減することがあり、契約変更を行うことがある。

ただし、本事業は、各事業年度の大阪市予算原案の議決を経てはじめて効力を発するものとし、予算原案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。なお、上記に伴い損害が生じた場合にあっては、本市はその損害について一切負担しない。

※しごと情報ひろば事業、地域就労支援事業の2つの事業・業務間での経費の流用はできないものとする。

(4) 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで (36月)

(5) 履行場所

大阪市内ほか

(6) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結する。契約内容は、本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講ずることがある。

また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

各年度の業務完了後、本市の検査を経て、業務完了報告書に基づき、受注者の請求により支払う。部分払の請求も可能とするが、この請求は月1回を超えることは

できない。

各年度において、台風や地震等の天災地変により、相談窓口の開設が不可能になった場合、その閉鎖時間に応じ、通常窓口配置される人員の人件費（税等を含む）に相当する金額を減額する。窓口閉鎖にかかる基準については別途定める。

(3) 契約書（案）

別紙のとおり

(4) 契約保証金

| | |
|---------|----|
| ア 契約保証金 | 免除 |
| イ 保証人 | 否 |

(5) 再委託について

- ・契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- ・受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ・受注者は、上記業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾（以下「再委託承諾」という。）を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、再委託承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、再委託承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めるとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- ・受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明

した誓約書を発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の解除を行う。

4 応募資格

公募型プロポーザル参加申出時において、次に掲げる要件のすべてに該当し、「市民局契約事務審査会」においてその資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができる。

- (1) 大阪府内に本社、支店、営業所等の活動拠点があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (5) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条の規定に基づく有料職業紹介事業の許可を受けていること。
- (6) 職業安定法第48条の3の規定に基づく職業紹介業務改善命令を受けていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (9) 直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること。（ただし、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を受けている場合は、この限りではない）
- (10) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、次の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。
 - ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
 - ウ 代表者及び構成員は、上記（1）～（9）の要件をすべて満たしていること。
 - エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

- オ 参加申出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
- キ 各構成員は、複数の異なる共同体の構成員となることはできない。
- (11) 本件について本市が実施する 「公募型プロポーザル実施説明会」に参加すること。

5 スケジュール

| | |
|------------------------|---------------|
| ・ 公募開始 | 令和4年12月1日（木） |
| ・ 実施説明会参加及び質問受付締切 | 令和4年12月8日（木） |
| ・ 実施説明会・質問回答 | 令和4年12月14日（水） |
| ・ 参加申出受付開始 | 令和4年12月14日（水） |
| ・ 参加申出関係書類の提出期限 | 令和4年12月21日（水） |
| ・ 参加資格決定通知 | 令和4年12月26日（月） |
| ・ 企画提案書の提出期限 | 令和5年1月12日（木） |
| ・ プレゼンテーション審査（選定会議の開催） | 令和5年1月中旬（予定） |
| ・ 選定結果通知 | 令和5年1月下旬（予定） |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 公募型プロポーザル実施説明会

ア 日時

令和4年12月14日（水）午前10時30分から（受付：午前10時から）

※参加希望が多数の場合、複数回に分けて行い、時間を変更することがある。その際は、別途案内する。

イ 場所

大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所4階

大阪市市民局 第4・5・6会議室

ウ 説明会参加申込み及び質問事項

説明会に参加を希望される事業者は、表紙記載の大阪市ホームページURLから参加申込書及び応募に係る質問票（様式1）をダウンロードし、事業者名、参加者氏名（1事業者につき2名までとする。）、連絡先等の必要事項及び質問事項を明記したうえ、表紙記載のFAX番号又は電子メールアドレスあてに送信し、電話確認を行うこと。受け付けた質問については、上記の実施説明会において回答する。電話や口頭での質問等は受け付けない。また、締切以降は質問を受け付けない。

エ 説明会参加申込み及び質問の受付期間

令和4年12月1日（木）から12月8日（木）午後5時まで

（土日祝を除く・厳守）

（2）参加申出手続き

ア 公募型プロポーザル参加申出書類

別表1の書類を提出すること。

（参加者の指名等）

公募型プロポーザル参加指名通知書は、令和4年12月26日（月）付（予定）で送付し、指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を送付する。

（参加の無効等）

提出書類に虚偽の記載をした者及び公募型プロポーザル参加申出期限から選定会議開催日時までの間において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

イ 企画提案書関係書類

別表2の書類を提出すること。

提出にあたっては、以下の部数と内訳、注意事項を厳守すること。

提出部数 12部

| |
|-----------------------------------|
| 正本：1部（事業者名を記載し印鑑を押印したもの） |
| 副本のうち事業者名を記載したもの：5部（正本のコピーでも可） |
| 副本のうち事業者名や事業者名が特定される表現の記載がないもの：6部 |

※正本1部と、副本5部については事業者名を記載し、副本6部については事業者名を入れず空白又は「○○○○○」とすること。

※12部ともファイル等に綴じて様式細目毎にインデックスを添付して提出すること。

※提出できる案は1案のみとし、提案にかかる費用はすべて応募者負担とする。

※「大阪市女性活躍リーディングカンパニー（チャレンジ企業を含む。）」、「くるみん」等の女性活躍を促進する企業である旨の公的な認証、又は「ユースエール認定企業」等の若者の採用、雇用管理などが優良な企業である旨の公的な認証を受けている場合は、それを証する書類を提出すること。（評価項目になっている）

※受注者の選考は、事業者の名称等の特定できる表現の表示がない副本（企画提案書）により、外部の有識者が行う。

ウ 提出書類の受付期間

- ・大阪市役所 4階 市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課まで持参すること。
- ・受付後の提出書類の撤回、取消し、変更、返却は認めない。
- ・企画提案書については、追加資料の提出を求めることがある。
- ・審査選定事務以外の目的には使用しない。(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。)

(ア) 公募型プロポーザル参加申出書類

令和4年12月14日(水) 公募型プロポーザル実施説明会終了後から
12月21日(水) (土日を除く。)

午前9時00分から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)[メール、FAX及び郵送不可]

(イ) 企画提案書関係書類

令和4年12月27日(火)～令和5年1月12日(木) (土日、年末年始を除く。)

午前9時00分から午後5時30分まで(ただし、1月12日は午前10時までとし、各日とも午後0時15分から午後1時までを除く。)[メール、FAX及び郵送不可]

※様式がすべて揃い、所定の製本が完了しているものに限り受け付けるものとする。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準・配点

審査は、事業趣旨を踏まえた観点から選定基準と配点を設け、総合的に公平かつ客観的な審査を行う。

1名の選考委員の1企画提案に対する配点。(100点を満点とする)

| 仕様書 | 評価項目 | 内容 | 配点 | 記入様式 |
|---------------------|-----------------|--|-----|---------|
| 1 | 趣旨目的の理解度 | ・事業目的と提案内容との整合性 | 5点 | 様式8-1 |
| 4(9) | 運営体制と従事者の配置 | ・事業及び業務ごとに従事する担当、資格及び人数 | 15点 | 様式8-2 |
| 4(1) ①②、 4(4) | しごと情報ひろばの窓口運営①② | ・窓口業務における国との連携方策と利用促進に向けた取組 ・時宜を得た柔軟な対応方針とその実現性 | 15点 | 様式8-3・4 |

| | | | | |
|-------------------------|---------------------------------|---|-----|-----------|
| 4 (1) ③④、 4 (4) | しごと情報ひろばのアウトリーチ業務③④ | <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ業務における戦略的視点及び企画内容 ・時宜を得た柔軟な対応方針とその実現性 | 10点 | 様式8-5・6 |
| 4 (2) ①②③④、 4 (4) | 地域就労支援事業の窓口運営及びアウトリーチ業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務における利用者目線での支援の実現性 ・アウトリーチ業務における戦略的な視点及び企画内容 ・時宜を得た柔軟な対応方針とその実現性 | 15点 | 様式8-7 |
| 4 (3) ①、 4 (4) | 国が実施する「地域就職氷河期世代支援加速化事業」に呼応した業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者訪問による求人開拓に向けた取組 ・正規雇用に向けたマッチング支援の取組 ・時宜を得た柔軟な対応方針とその実現性 | 5点 | 様式8-8 |
| 4 (5) | 広報業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・フロー情報の広報ポリシー（周知内容、利用する媒体） ・プッシュ型広報（参加勧奨のための具体的な方法） ・ストック情報の広報ポリシー（訴求する内容、利用する媒体） | 15点 | 様式8-9 |
| 4 (6) ① | 成果目標と実現可能性①② | <p>【国が実施する「地域就職氷河期世代支援加速化事業」に呼応した業務を除いた事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案する就職者数 <p>【国が実施する「地域就職氷河期世代支援加速化事業」に呼応した業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案する求人企業開拓 | 10点 | 様式8-10～12 |

| | | | | |
|---|----------|---|----|-------------|
| | | した事業者数30社以上 ・提案する正規雇用就職者数60人以上 【その他】 ・これまで実施してきた他の就労支援に関する事業の実績 ・3か年の雇用情勢にも柔軟に対応しうる戦略的な視点及び企画内容 | | |
| — | 積算 | ・積算内容の根拠・妥当性、積算と積算内容との整合性など | 8点 | 様式8-1・13～16 |
| — | 公的な認証の有無 | | 2点 | |

(2) 審査・選定方法

審査・選定は、就業支援事業委託事業者選定会議（学識経験者等有識者により構成）において審査を行う。

提出された企画提案書類及びプレゼンテーションに対する審査を行い、評価点の合計点数の高い事業者を上位とする。評価点の合計が最も高い事業者が複数いる場合は、「成果目標と実現可能性」の得点が高い方を上位とする。なお、選考委員による平均評価点が60点に満たなかった場合は、平均評価点が最も高い事業者であっても、その事業者の提案は採用しない。

選定会議における審査は非公開とし、審査にかかる内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 受注者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、決定後すみやかにすべての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 本事業の提案、実施に関して提出していただいた書類は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。（大阪市が補正等を求める場合を除く。）

カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

キ 受注者に支払う委託料と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国等の各種助成金の併給はできない。

ク 受注者は、本事業に係る経理と他の経理を明確に区分し、収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及びすべての関係・証拠書類を、当該業務が完了した日の属する年度の終了日の翌日から起算して5年間保存すること。

ケ 受注者は、本事業に従事する労働者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市民政局ダイバーシティ推進室雇女性活躍推進課

TEL：06-6208-7351 FAX：06-6202-7073

公募型プロポーザル参加申出書類一覧

応募期間：令和4年12月14日（水）公募型プロポーザル実施説明会終了後～12月21日（水）（土日を除く。）
（午前9時00分から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。））[メール、FAX及び郵送不可]

| 名 称 | 様 式 ・ 取 扱 い 等 |
|--|---|
| ①公募型プロポーザル参加申出書 | 様式2 |
| ②登記事項証明書 | 提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可 （法人の場合、現在事項証明書、全部事項証明書のいずれでも可。（任意団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）） |
| ③申請内容確認書 | 様式3（実印押印 要） |
| ④印鑑証明書 | 提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し不可 |
| ⑤使用印鑑届 | 様式4 |
| ⑥職業安定法第30条の規定に基づく有料職業紹介事業の許可書 | 写し（共同体で申請する場合は代表者については必須） |
| ⑦団体目的等についての誓約書 | 様式5 |
| ⑧委任状 | 様式6（共同体で申請する場合は提出すること。） |
| ⑨協定書 | 写し（共同体で申請する場合は提出すること。） |
| ⑩税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 | 提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式その3、その3の2、その3の3、その1のいずれかの様式で提出すること。ただし、様式その1により提出する場合は、直近2箇年分の納税が確認できること。また、本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。 |
| ⑪直近2箇年の市町村民税並びに固定資産税（土地・家屋、償却資産）の納税証明書 | 提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可 ただし、営業が2年未満の者、若しくは非課税で本証明書が2箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。 |

※令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記②～⑤・⑩・⑪は省略できるものとする。

※上記⑩及び⑪について、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により納税の猶予がある場合は、その旨確認できる書類を提出すること。

※共同体での参加の場合は、②～⑧・⑩・⑪は各構成員分提出すること。

企画提案書関係書類一覧

提出期間：令和4年12月27日（火）～令和5年1月12日（木）（土日、年末年始を除く。）午前9時00分から午後5時30分まで
 （ただし、1月12日は午前10時までとし、各日とも午後0時15分から午後1時までを除く。）

提出部数：12部（正1部、副11部）

※すべてファイル等に綴じて様式毎にインデックスを添付して提出すること。[メール、FAX及び郵送不可]

| 名 称 | 様 式 ・ 取 扱 い 等 |
|---|---|
| ①応募申請書 | 様式7 ※代表者印を捺印すること。 |
| ②事業計画書 | 様式8-1～16 ※・様式8-1 :【各年度必須】A4片面1枚まで ・様式8-2～9 : A4片面1枚まで（各年度で最大1枚まで） ・様式8-10～12 : A4片面1枚まで ・様式8-13～16（経費内訳書）：【各年度必須】A4片面2枚まで |
| ③提案事業の実施にあたり、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けていることを証する書類 | 写し（提案事業の実施にあたって、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合のみ必要） |
| ④「大阪市女性活躍リーディングカンパニー（チャレンジ企業を含む。）」等の女性活躍を促進する企業である旨の公的な認証又は「ユースエール認定企業」等の若者の採用、雇用管理などが優良な企業である旨の公的な認証を受けている場合は、それを証する書類（写し） | 共同体で申請する場合は、構成員全員分の写しを提出すること。 |
| ⑤事業報告書等（写し） | 直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに相当する書類。 共同体で申請する場合は、構成員全員分の写しを提出すること。 |
| ⑥定款（写し） | 共同体で申請する場合は、構成員全員分の写しを提出すること。 |